

決議案第13号

議会制度改革の早期実現に関する意見書について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成17年12月21日提出

天理市議会議員	寺 井 正 則
〃	三 橋 保 長
〃	西 辻 正 美
〃	今 西 康 世
〃	荻 原 文 明
〃	佐々岡 典 雅

議会制度改革の早期実現に関する意見書

本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。

よって国においては、今般、第28次地方制度調査会より下記内容等とする「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」が内閣総理大臣に提出されており、同内容等を尊重し、抜本的な制度改革が行われるよう強く求める。

記

- 1．議会の招集権を議長に付与すること。
- 2．地方自治法第96条第2項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること。
- 3．専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること。
- 4．議会に附属機関の設置を可能とすること。
- 5．議会の内部機関の設置を自由化すること。
- 6．調査権・監視権を強化すること。
- 7．地方自治法第203条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置づけるとともに、職務の遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月21日

天 理 市 議 会